



「住宅宿泊事業法」成立！民泊サービス市場への参入に期待

「民泊サービス」とは、自宅の一部や別荘、マンションの空き室などを活用して旅行者に宿泊サービスを提供するものである。急増する訪日外国人観光客や違法民泊への対応等の観点からもルール作りが急がれていたが、今国会で6月9日に「住宅宿泊事業法」（以下「事業法」という。）が成立した。

因みに、現在、民泊を合法的に行うには、イベントや農業関連など一部の特例を除けば、国家戦略特区における「特区民泊」や旅館業法の簡易宿泊免許を取得するしか方法がない。

今般の「事業法」では、「住宅宿泊事業者」（旅館業法の許可を受けて営業する者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業者）は、都道府県知事への届出により事業を行うことが可能となった。ただし、人を宿泊させる日数は180日以内とされ、住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置（宿泊者の衛生や安全の確保、周辺地域の生活環境への悪影響防止に関する事項の宿泊者への説明等）が義務付けられた。

また、住宅に人を宿泊させる間不在となる住宅宿泊事業者も考えられるが、そのような「家主不在型の住宅宿泊事業者」には「住宅宿泊管理業者」に住宅の管理を委託することが義務付けられ、「住宅宿泊管理業者」に対しては国土交通大臣の登録、住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置（住宅宿泊事業者への契約内容の説明等）が法定された。さらに、「住宅宿泊仲介業者」（宿泊者と住宅宿泊事業者との間の宿泊契約の締結の仲介をする事業）に対しては、観光庁長官の登録、適正な遂行のための措置（宿泊者への契約内容の説明等）が法定された。

「事業法」の施行により、民泊ビジネスを行う上での手続きや規制等が明確になり、今後、種々な分野からの参入も期待される。

一方で、「事業法」では、都道府県が、住宅宿泊事業に対して生活環境の悪化を防止するため、必要があるときは条例により、区域を定めて事業の実施期間を制限すること（日数制限条例）を可能としている。その条例の内容が民泊ビジネスの事業環境に大きな影響を与えることから、今後、それらを注視していくことも重要である。なお、法の施行日は、一番遅くて公布の日より1年で、具体的には今後政令で定められる予定となっている。

（執筆者：EMC（協） 中小企業診断士 西岡邦彦）

※JRS経営情報の中から、次のコンテンツを参考にしてください。

- 民泊の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（2016-0547）
 - 産学官で進む旅館ホテル経営人材育成・・・・・・・・（2016-0668）
 - 民宿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（0202-0819）
 - ウィークリーマンション・・・・・・・・・・・・・・・・（0203-0706）
- （ ）内は情報番号です

なお、お客様にコンテンツを提供される場合には、最初のページに「サンプル」と表示してください。またお探しの情報が不明な場合はご連絡ください。（☎0120-89-0240）